

藤商工議発第717号
令和8年9月

藤枝商工会議所会員の皆様

藤 枝 商 工 会 議 所
会 頭 江 崎 晴 城

「令和8年熊本地震」災害支援金募金へのご協力方お願い

このたびの「令和8年熊本地震」により、亡くなられた方々、そのご家族、ご親族、関係者の皆様に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、大変な状況の中で懸命に救助活動ならびに復旧活動にあたられている皆様に対し、心から感謝申し上げます。

日本商工会議所及び全国商工会議所では、一日も早い復旧・復興を後押しすべく、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくための災害支援金を募集することといたしました。

つきましては、当所におきましても下記により災害支援金の募集をさせていただきます。出費ご多端の折とは存じますが、本災害支援金の趣旨をご理解賜り、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 災害支援金額 1口 5千円 以上

(1) 災害支援金をご応諾いただく場合は、裏面の「令和8年熊本地震災害支援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、9月17日(木)までに FAX または下記QRコードにてご連絡のうえ、9月21日(月)までに指定振込先へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。

注) 寄附金税制上、本災害支援金は「一般寄附金」の取扱いとなりますことを申し添えます。

①個人が災害支援金を支出する場合の所得税の取扱いは、所得控除はありません。

②法人が災害支援金を支出する場合の法人税の取扱いは、一般寄附金は、損金算入限度額までが損金に算入されます。

(2) 領収書は、災害支援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。



＜本件担当＞ 藤枝商工会議所総務管理課
TEL:641-2000/FAX:643-2000
担当:寺田・高橋